

作新学院大学太陽光発電設備新設工事事業
公 募 要 領

令和8年4月
学校法人船田教育会

内容

公募要領	2
1. 事業名	2
2. 事業の目的	2
3. 事業の内容	2
(1) 企画運営業務	2
(2) 設計・施工業務	2
(3) 維持管理業務	2
4. 事業場所	3
5. 事業期間	3
6. 責任分担に関する事項	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 予想されるリスクと責任分担	3
(3) 事業の継続が困難となった場合における措置	3
(4) 税制リスクに対する考え方	3
7. 応募に関する条件等	4
(1) 応募者の参加要件	4
(2) 応募者の資格要件	4
(3) 応募に関する留意事項	5
8. 優先交渉権者の決定スケジュール	6
9. 応募手続き	6
(1) 公募要領等の交付	6
(2) 提出書類等	6
(3) 公募要領等に関する質問の受付及び回答	7
(4) 企画競争参加申請書等の提出方法等	7
(5) 企画提案書の提出方法等	7
(6) 企画提案書の作成にあたっての留意事項	8
(7) 企画提案書の内容	8
(8) 現地視察の実施	9
(9) 現地視察後の質問の受付及び回答	9
(10) 応募の辞退	9
(11) 応募の無効	10
10. 事業者（優先交渉権者）の選定方法	10
(1) 選定方式	10
(2) 審査方法	10
(3) 第一次審査	10
(4) 第二次審査（「審査基準」を参照すること。）	10
11. 事業契約	11
(1) 基本協定の締結	11
(2) 契約の締結	11
(3) 契約締結までに優先交渉権者が応募に関する条件等を欠くに至った場合	11
12. 本件に関する問い合わせ先	11
別添資料1 予想されるリスクと責任分担表	12

公 募 要 領

学校法人船田教育会作新学院大学作新学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の太陽光発電設備新設事業に関する企画競争は、公告に定めるもののほか、この公募要領によるものとする。

1. 事業名

作新学院大学太陽光発電設備新設事業

2. 事業の目的

本学では、「SDGsアンバサダー認定」の規定を作成し、環境負荷削減と環境保全活動に取り組んでいる。本計画では、カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減を目標に高効率空調機器への転換及びLED照明への切り替え等の施策を継続して実施している。

本事業は、本学から排出される温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、民間の資金と経営能力・技術力等を用いて、学内の学生駐車場を活用した太陽光発電設備の設置により実施するものである。なお、工事事業者は企画競争により選定するものである。

本学の事業方針は、現時点において未決定（自前事業かPPA事業※）であるが、幅広い優位条件を検討しているため各事業所の提案を受けるものとする。

※ PPA（Power Purchase Agreement）事業とは、PPA事業者が建物等に太陽光発電設備を設置し、建物等の所有者が太陽光発電設備で発電した電気をPPA事業者より購入する事業のこと。建物等の所有者は太陽光発電設備を所有しないため、初期費用の負担や維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

3. 事業の内容

本事業は、本学の学生駐車場内の敷地にソーラーカーポート（太陽光発電設備）を設置し、発電した電力を本学敷地内建物へ供給する。本学に供給された電力は余剰売電可能設備を有するものとする。

事業者が実施する主な事業は以下のとおりである。なお、具体的内容については仕様書に示す。

（1）企画運営業務

- ・ 事業全体における本学との対応
- ・ 事業契約に係る諸手続き
- ・ 事業者提案による補助金の申請業務
- ・ その他事業を実施する上で必要な業務

（2）設計・施工業務

- ・ 太陽光発電設備に係る設計業務
- ・ 太陽光発電設備に係る設置工事・監理業務
- ・ 太陽光発電設備の設置に伴う各種申請等の業務

（3）維持管理業務

- ・ 太陽光発電設備に係る保守点検・維持管理業務
- ・ 太陽光発電設備に係る検針業務

4. 事業場所

栃木県宇都宮市竹下町908番地（学校法人船田教育会作新学院大学学生駐車場構内）

5. 事業期間

事業契約締結日（令和8年7月頃）から令和10年1月31日※
事業実施スケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	時 期
優先交渉権者の決定	令和 8年 5 月 下旬頃
事業契約の締結	令和 8年 7 月 月上旬頃
東京電力連携調査・申請等	令和 8年 8 月 以降
補助金申請（宇都宮市・経産省）	令和 9年 1 月 頃
設備の設置工事開始	令和 9年 4 月 頃
全館停電	令和 9年 11月 月上旬頃
事業完了	令和10年 1 月 31 日（予定）

6. 責任分担に関する事項

本学と事業者のリスク分担は下記のとおりとする。（詳細は別添資料「予想されるリスクと責任分担表」による。）

（1）基本的な考え方

事業者が設備に関するノウハウを最大限に発揮し、安全性の確保、効率的な発電や温室効果ガス排出抑制を図るための事業提案は、事業者を選定する重要なポイントであり、信頼性のあるものでなければならない。

ただし、異常気象や社会状況の変動、本学運営の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、維持管理等計画書の内容の見直し等について、本学と協議を行うことができる。

（2）予想されるリスクと責任分担

事業者は負担すべきリスクを想定した上で、事業提案を行うこと。

なお、現段階で分担が決定されていないものは、事業者と協議を行うものとする。

（3）事業の継続が困難となった場合における措置

本学と事業者は天災地変等、双方の責に帰さない事由により事業の継続が困難となった場合、双方で協議し契約を終了することが出来る。その際、双方は相手方に対して名目の如何を問わず、一切の損害賠償請求を行わない。

（4）税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとする。

① 消費税

消費税は事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて転嫁され、最終的に物品・サービスを購入しサービスの提供を受ける者が負担する税であるため、消費税はサービス料の支払者である本学が負担する。

7. 応募に関する条件等

(1) 応募者の参加要件

応募者は、複数企業で構成されるグループ（単独申請も可）とし、構成員全員が以下の要件を満たすこと。

企画競争参加申請書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

企画競争参加申請書等により参加の意思を表明した応募者の構成員を新たに追加又は減らすことは原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議を行うこととする。

- ① 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ② 企画競争参加申請書提出日から契約までの期間に、学校法人船田教育会作新学院大学契約担当から取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 応募者の構成員のいずれかが、他の応募者の構成員として参加していないこと。
- ④ 応募者の構成員のいずれかと他の応募者の構成員の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

上記の（ア）又は（イ）と同一視される資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7・8・9年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者又は令和7・8・9年度に関東・甲信越地域の「役務の提供」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）であること。
- ② 平成27年度以降に、代表企業として、国内における太陽電池モジュール出力合計100kW

以上の太陽光発電設備の設置事業を契約した実績を有すること。

- ③ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。（提出書類により本学において審査して判断する）

(3) 応募に関する留意事項

① 競争参加資格について

企画競争参加申請書提出時点で、7(2)の資格要件を満たさない者であっても、企画提案書提出時まで資格要件を満たすことを条件に参加を認めることとする。

なお、企画提案書提出時まで資格要件を満たさなかった場合には失格とする。

② 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

③ 契約保証金

契約保証金は免除する。

④ 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた応募者が、競争参加資格を有すると通知を受けた後、「7(1)～(2)」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該応募者は、失格とする。

優先交渉権者について、優先交渉権者決定以降事業契約締結までに、「7(1)～(2)」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合は優先交渉権者の決定を取り消す。

⑤ 企画競争参加申請書等の取扱い

企画競争参加申請書等の取扱いについては以下のとおりとする。

(ア) 本学は提出された企画競争参加申請書等を本事業に関する業務以外に応募者に無断で使用しない。

(イ) 提出された企画競争参加申請書等は返却しない。

⑥ 企画提案書の取扱い

企画提案書の取扱いについては以下のとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、本事業に関する業務以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出書類は応募者に返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(ウ) 企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(エ) 本学が提供する資料は、本事業に関する業務以外の目的で使用することはできない。

(オ) 応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑦ 使用言語、単位及び時刻

本件の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

⑧ その他

応募者は、本公募要領等を熟読し、遵守すること。

8. 優先交渉権者の決定スケジュール

内 容	日 程
公告、公募要領等の公表	令和 8年 4月16日 (木)
公募要領等に関する質問の受付	令和 8年 4月16日 (木) ~ 4月22日 (水)
公募要領等に関する質問回答	令和 8年 4月24日 (金)
企画競争参加申請書等の受付	令和 8年 4月16日 (木) ~ 5月7日 (木)
現地視察調査	令和 8年 5月25日 (月) ~ 5月27日 (水)
現地視察調査後の質問受付	令和 8年 5月25日 (月) ~ 5月28日 (木)
現地視察調査後の質問回答	令和 8年 5月28日 (木)
企画提案書の受付	令和 8年 5月15日 (金) ~ 5月25日 (月)
優先交渉権者の決定	令和 8年 5月下旬頃

9. 応募手続き

(1) 公募要領等の交付

① 交付期間

令和8年4月16日(木)9時 ~ 令和8年4月24日(金)12時まで

② 交付方法

下記の【事項】を記載した電子メールにて、「12. 本件に関する問い合わせ先」に申し込むこと。

受信確認後、申込者にデータを送付する。

【事項】

件名：【公募要領等申込】作新学院大学太陽光発電設備新設事業

本文：①会社名

②担当者名

③連絡先(会社住所、電話番号、メールアドレス)

(2) 提出書類等

下記に示す書類を提出すること。なお、下記に示す書類等の他に必要に応じて別途書類の提出を求めることがある。

① 企画競争参加申請書(様式1)

企画競争参加申請書を提出する。

② グループ構成表(様式2)

応募者の構成員全てを明らかにし、各自の役割分担を明確にすること。

③ 会社概要(様式3)

応募者の代表法人及び各構成員(単独法人で応募する場合は当該法人)の会社概要、及び別添としてパンフレット(会社案内)等を提出する。

④ 参加資格に係る書類

以下の書類を添付する。

(ア) 平成27年度以降の類似事業の実績を証明する書類(契約書等の写しなど)

(イ) 太陽光発電設備の設置(設計・施工)にあたる者の資格証の写し(一級建築士、電気主任技術者及び電気工事業の特定建設業許可)

(ウ) 登記事項証明書、印鑑証明書

(エ) 事業実施確約書及び誓約書(様式4)

(オ) 直近の貸借対照表及び損益計算書

(カ) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）（なお発行日から3ヶ月以内のもの））

⑤ 企画提案書（様式5）

(ア) 事業の実施内容（様式5-1）

(イ) 事業実施体制及びスケジュール（様式5-2）

(ウ) 過去の類似事業実績（様式5-3）

(3) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

公募要領等に関する質問の受付及びその回答を次のとおり行う。

① 受付期間

令和8年4月16日（木）9時 ～ 4月22日（水）12時（必着）

② 提出方法

質問書（様式7）に質問事項を記載し、電子メールに同ファイルを添付して提出すること。

③ 提出先：「12. 本件に関する問い合わせ先」に同じ。

④ 回答方法

提出された質問への回答は、令和8年4月24日（金）までに、電子メールで全参加者に通知する。質問者名は公表しない。

また、回答に対する質問等の個別対応は行わない。

なお、回答内容は、仕様書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 企画競争参加申請書等の提出方法等

応募者は、企画競争参加申請書提案書等を提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。

① 受付期間

令和8年4月16日（木） ～ 5月7日（木）12時（必着）

② 提出の形式・部数

下記に示す書類等を紙媒体で指定する部数を提出すること。また、電子媒体を光ディスクの記録媒体（CD-R又はDVD-R）に保存したものを1枚提出すること。

(ア) 企画競争参加申請書（様式1） 1部

(イ) 会社概要（様式2） 1部

(ウ) 参加資格に係る書類 各1部

③ 提出方法

企画競争参加申請書等は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）により1部提出すること。

④ 提出先

「12. 本件に関する問い合わせ先」に同じ。

(5) 企画提案書の提出方法等

① 提出の形式・部数

下記に示す書類等を紙媒体で指定する部数を提出すること。また、電子媒体を光ディスクの記録媒体（CD-R又はDVD-R）に保存したものを1枚提出すること。

(ア) 企画提案書 正本1部、副本1部

② 提出期限

令和8年5月25日（月）17時必着

(6) 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- ① 業者が特定できる要素の記載については禁止とする。(企業名・ロゴ等の記載)
- ② A4版を基本とし、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ③ 企画提案書には表紙をつけ、ページの通し番号を付すこと。
様式5-1は片面印刷20ページ以内、様式5-2は片面印刷15ページ以内とする。
なお、表紙・目次はページ数にカウントしない。
- ④ 文字サイズは10pt以上に設定すること。また、文書の補完のための写真・イラスト等を用いることも可とする。
- ⑤ 提出できる企画提案書は、1案までとし、複数案の提出は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ⑥ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(7) 企画提案書の内容

別冊仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

① 事業の実施内容(様式5-1)

(ア) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備容量等

a) 想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(350kW程度)及びパワーコンディショナの最大定格出力(250kW程度))を検討すること。

b) パワーコンディショナについては、適切な更新が求められる設備であることを踏まえ、事業期間中の継続利用を保証するために、更新計画や保証体制を提案すること。

(ウ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

a) 本学における想定自家消費電力量を検討すること。

b) 温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、最新の環境省電気事業者別排出係数一覧で定められている東京電力エナジーパートナー株式会社の基礎排出係数を使用すること。

(エ) 設備設置仕様

a) ソーラーカーポートの設置については、JIS C 8955 に定められている荷重(風圧、地震等)に耐えうる構造であること。なお、本学での基準風速は30m/s である。

(オ) 災害等停電時に利用可能なシステム(自立運転機能付きパワーコンディショナ)

以下の点を含め、災害等停電時の利用方法を提案すること。

a) 災害等停電時のシステム構成図

災害等停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)

b) 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

(カ) その他独自提案

その他の独自提案がある場合は示すこと。

② 事業の実施体制及びスケジュール(様式5-2)

(ア) 工事計画概要(太陽光発電設備導入工程表、設備の仕様等、工事騒音に配慮した計画等)

(イ) 事業期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無、カーポート等)、維持管理・メンテナンス等の実施体制

(ウ) 代表法人の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

(エ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

(オ) 事業に対する安全性への配慮

故障、緊急時の対応体制並びに対応体制図、損害保険の補償額、適用範囲、工事騒音配慮、その他の対策等、また設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容を記載すること。

③ 過去の類似事業実績（様式5-3）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。

（契約が証明できる部分のみの写して良い）

④ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（様式6）

実績を証明するものとして、認定書の写しを提出すること。

(8) 現地視察の実施

競争参加資格があるとされた応募者は、現地視察に参加することができる。視察時間は、各応募者とも、1時間程度とする。

① 現地視察実施期間

令和8年5月25日（月） ～ 5月27日（水） 9時～17時の間

② 申込期間

令和8年5月18日（月） ～ 5月22日（金）12時（必着）

③ 申込方法

事業毎に、第1希望日、第2希望日（午前・午後のいずれか）を明記し電子メールで申し込みを行うこと。

本学から、5月22日（金）に実施日及び詳細を電子メールで通知する。

④ 申込先：「12. 本件に関する問い合わせ先」に同じ

(9) 現地視察後の質問の受付及び回答

現地視察後に仕様書等に関する質問の受付及びその回答を次のとおり行う。

① 受付期間

令和8年5月25日（月） ～ 5月28日（木）12時（必着）

② 提出方法

質問書（様式7）に質問事項を記載し、電子メールに同ファイルを添付して提出すること。

③ 提出先

「12. 本件に関する問い合わせ先」に同じ

④ 回答方法

提出された質問への回答は、令和8年5月28日（木）までに、電子メールで全参加者に通知する。質問者名は公表しない。また、回答に対する質問等の個別対応は行わない。

なお、回答内容は、仕様書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(10) 応募の辞退

参加資格ありの通知を受けた応募者が企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を下記宛てに持参又は郵送により提出すること。

① 提出期限

令和8年5月25日（月）12時（必着）

② 提出場所

「12. 本件に関する問い合わせ先」に同じ

(11) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った者を優先交渉権者とした場合には、決定を取り消すものとする。また、無効の応募を行った者に対しては、各競争資格等の指名停止措置又は取引停止措置を行うことがある。

- ① 本公募要領に示した応募資格のない者の提案した応募
- ② 提出期限までに到着しなかった応募
- ③ 1応募者が複数の提案をした応募
- ④ 1応募者の構成員が複数の応募者の構成員となった応募
- ⑤ 提出した書類に虚偽の記載をした応募
- ⑥ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の提案した応募
- ⑦ その他応募に関する条件に違反した応募

10. 事業者（優先交渉権者）の選定方法

(1) 選定方式

本事業は、企画運営、設計・施工から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであることから、優先交渉権者の選定に当たっては、別添の審査基準に基づいて総合的に評価して選定を行う。

(2) 審査方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として応募者の資格要件等を確認するための審査を行う。第一次審査を通過した応募者について、第二次審査として企画提案書の審査基準に従って作新学院大学太陽光発電設備新設事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

なお、優先交渉権者選定までの間、審査委員会の委員及び本学職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本事業に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。

なお、審査委員会は、本学職員で構成する。

(3) 第一次審査

① 参加資格要件の確認

応募者から提出された企画競争参加申請書等をもとに、本公募要領に示す応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを確認する。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、当該応募者を失格（参加資格が無いと判断）とする。審査結果の通知は、企画競争参加申請書等の提出を行った者に対して通知する。

② 提出書類の確認

応募者に求めた提出書類がすべて揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

(4) 第二次審査（「審査基準」を参照すること。）

① 企画提案書に対する審査

審査委員会は、応募者から提出された企画提案書に記載された内容について審査を行い、審査基準に示す審査項目ごとに得点を付与する。また、必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合がある。

② 最優秀提案者及び次点提案者の選定

審査委員会は、審査項目における総合評価点の最も高い応募者を最優秀提案者として1者選定し、次に高い提案を次点提案者として1者選定する。

③ 優先交渉権者、次点者の決定

本学は、審査委員会の審査結果をもとに優先交渉権者、次点者を決定する。

審査結果は、令和8年5月下旬に、電子メールで応募者に対して通知する。原則として、電話等による問合せには応じない。

また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

11. 事業契約

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定通知到達後7日以内に本学と事業契約の締結に向け、双方の権利義務等について規定した基本協定を締結する。

なお、優先交渉権者との間で基本協定締結が成立しない場合には、次点者を優先交渉権者とみなして基本協定を締結する。

(2) 契約の締結

優先交渉権者は、本学と詳細協議を行い、両者合意に至った場合に事業契約を締結する。契約結果は、本学のホームページ上で公表する。

なお、優先交渉権者との間で詳細協議が成立しない場合には、次点者を優先交渉権者とみなして基本協定を締結したうえで、詳細協議を行い両社合意に至った場合に事業契約を締結する。

(3) 契約締結までに優先交渉権者が応募に関する条件等を欠くに至った場合

本学は、契約締結までに優先交渉権者が前記11(1)～(2)で定める要件を欠くに至った場合は、本事業を中止する場合がある。

12. 本件に関する問い合わせ先

学校法人船田教育会作新学院大学・作新学院大学短期大学部
施設課

Email: s-keiyaku@sakushin-u.ac.jp

Phone: 028-670-3631

担当: 高久慶一

別添資料Ⅰ 予想されるリスクと責任分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		本学	事業者	
共通	募集要項の誤り	公募要領や仕様書の記載事項に重大な誤りのある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	契約の締結	本学又は事業者いずれかの責によらず契約を結べない場合	○	○
	安全性の確保	設計・施工・維持管理等における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・施工・維持管理等における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・施工・維持管理等に影響のある法令・条例等の変更		○
	税制度変更	電気料金に係る消費税	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可	本学による許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者による許認可取得の遅延に関するもの		○
	本学の教育研究活動	太陽光発電設備に起因して発生する電圧変動や高調波ノイズ等による本学の教育研究活動への損害		○
	保険	設備の設計・施工における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本学の指示によるもの	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価	物価変動		○	
資金の調達	必要な資金の確保に関すること		○	
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○	
計画施行段階	測量・調査の誤り	測量、調査部分に関すること		○
	着工遅延	本学の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要員によるもの（不可抗力を除く）		○
施工段階	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物に関して生じた損害		○
	契約不適合	設備が事業契約の内容に適合しない場合		○
連関払支	金利の変動	市中金利の変動		○

	支払遅延・不能	本学の責による、支払の遅延・不能	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
維持管理関連	本学施設損傷	設備に係る事故・火災による本学施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する本学施設への障害		○
		本学施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連		要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害		○
		仕様不適合による本学の施設・設備への損害		○